

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年9月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700111 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700015 号

第 1 結論

昭和 61 年*月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年*月から昭和 63 年 3 月まで

私が 20 歳の時は、学生だったので特に手続もせず、卒業後、就職先で私学共済に加入した。その後、平成 2 年に退職して結婚し、国民年金手続を行った。その際、「サラリーマンの妻になり国民年金に加入する為には、学生時代に未納になっている分を納めないと入れない。」と言われたので、平成 2 年の夏から半年間アルバイトをし、A 市役所の窓口で 2～3 回に分けて総額 30 万円くらいを納付した記憶がある。その際、ブルーの年金手帳をもらい、納付が終わった段階でオレンジの年金手帳をもらった。ブルーの年金手帳はその後、B 市役所にて回収されたので、現在は手元にない。

「ねんきん定期便」が届いた際、確認したところ、分割で納付したはずの年金が未納と記録されている。アルバイトをして納めた年金が無いことにされているのは納得がいかないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の国民年金法によれば、学生は国民年金の被保険者から除くとされているため、学生が国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入したい旨を都道府県知事（窓口は市区町村役場又は社会保険事務所）に申し出る必要があり、国民年金の保険料は、申出日の属する月の分から納付することとなる。

一方、請求者は、請求期間において学生であったとし、請求期間に係る国民年金の手続は平成 2 年 6 月頃に、A 市役所又は C 市役所で行った旨主張しているところ、前述したとおり、制度上、請求者の主張どおり昭和 61 年*月に遡って国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、オンライン記録によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 18 日に払い出されたことが確認でき、請求者の主張する国民年金加入手続時期（平成 2 年 6 月頃）と相違する上、当該払出しより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。